

発電用風力設備の技術基準の解釈についての一部を改正する規程（平成21・12・10原院第2号）新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 発電用風力設備の技術基準の解釈について（平成16・03・23原院第6号）

改正後	現行
<p>第四条 省令第四条第二号に規定する「風圧」とは、発電用風力設備を設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件（極値風及び乱流を含む。）による風圧が考慮されたものであって、次に掲げるものを含むものをいう。</p> <p>一 風車の受風面の垂直投影面積が最大の状態における最大風圧</p> <p>二 風速及び風向の時間的変化による風圧</p> <p>第五条 省令第五条第一項第一号に規定する「回転速度が著しく上昇した場合」とは、非常用調速装置が作動する回転速度に達した場合をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 省令第五条第一項に規定する「安全かつ自動的に停止するような措置」及び同条第二項に規定する「安全な状態を確保するような措置」とは、常用電源の停電時においても、非常用電源の保持等により、風車を制御可能な状態が確保できるような措置を含むものをいう。</p>	<p>第四条 省令第四条第二号に規定する「風圧」とは、風車の受風面の垂直投影面積が最大の状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいう。</p> <p>第五条 省令第五条第一項第一号に規定する「回転速度が著しく上昇した場合」とは、非常用調速装置が作動する回転速度に達した場合をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>6 省令第五条第三項に規定する「風車を雷撃から保護するような措置」とは、発電用風力設備を設置する場所の落雷条件を考慮し、レセプターの風車への取付け及び雷撃によって生ずる電流を風車に損傷を与えることなく安全に地中に流すことができる引下げ導体等を施設することをいう。</p> <p>7 省令第五条第三項に規定する「周囲の状況によって雷撃が風車を損傷するおそれがない場合」とは、当該風車を保護するように避雷塔、避雷針その他の避雷設備が施設されている場合を含むものをいう。</p> <p>第七条 省令第七条第一項に規定する「自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他振動及び衝撃」とは、風車を支持する工作物に作用する自重、積載荷重、積雪及び風圧による荷重の他、風車の運転による振動並びに当該設置場所において通常想定される地震その他自然の要因により風車を支持する工作物に作用する振動及び衝撃（次項において「外力」という。）をいう。</p> <p>2 省令第七条第一項に規定する「構造上安全」とは、風車を支持する工作物とその基礎との定着部が、工作物に作用する外力に対して安全であることを含むものをいう。</p>	<p>(新設)</p> <p>第七条 省令第七条第一項に規定する「自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他振動及び衝撃」とは、風車を支持する工作物に作用する自重、積載荷重、積雪及び風圧による荷重の他、風車の運転による振動並びに当該設置場所において通常想定される地震その他自然の要因により風車を支持する工作物に作用する振動及び衝撃をいう。</p> <p>(新設)</p>
<p>7 省令第五条第三項に規定する「周囲の状況によって雷撃が風車を損傷するおそれがない場合」とは、当該風車を保護するように避雷塔、避雷針その他の避雷設備が施設されている場合を含むものをいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 省令第五条第三項に規定する「風車を雷撃から保護するような措置」とは、発電用風力設備を設置する場所の落雷条件を考慮し、レセプターの風車への取付け及び雷撃によって生ずる電流を風車に損傷を与えることなく安全に地中に流すことができる引下げ導体等を施設することをいう。</p>	<p>(新設)</p>